

～ 天童市高齢者補聴器購入費補助金について ～

国の障がい制度による補聴器購入支援においては、中度・軽度の難聴の方は対象にならないことから、加齢に伴う難聴等によって補聴器が必要な高齢者の補聴器購入費を助成します。

1. 交付対象者

天童市に住所のある、満65歳以上で、以下のいずれにも該当する方が対象です。

- ①障害者総合支援法の補聴器に係る補装具費の支給対象とならない方
- ②交付申請日の属する年度（4月から6月までの間に申請する場合にあっては前年度）において、市町村民税が課されていない方（対象者を扶養等している方を含む）
- ③耳鼻科医または補聴器相談医の診断により、補聴器の装用が必要と判断された方
- ④認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店にて購入する方
- ⑤本補助金を初めて受ける方、または令和8年度において片耳装用分の補助金の交付を受けた方で、もう片方の片耳装用分の補聴器に係る補助金の交付の申請をする方

2. 補助内容

補聴器の購入に要する経費の3分の1の額（100円未満の端数は切り捨て）

両耳 40,000円、片耳 20,000円を上限とします。

例①：補聴器が50,000円（片耳）の場合、補助額は16,600円

例②：補聴器が70,000円（片耳）の場合、補助額は20,000円

3. 注意事項

- ・申請前に購入された補聴器の費用については助成対象外です。必ず補聴器購入前に申請してください。
- ・受診に係る費用（診察料、検査料、文書料等）は自己負担となります。
- ・補聴器の本体以外（修理、メンテナンス、付属品等）の費用は対象外です。

4. 申請・問合せ先

〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号
天童市 健康福祉部 保険給付課 介護支援係
TEL：023-654-1111（内線755）

5. 手続きの流れ

①相談

市保険給付課窓口でご相談ください。お手続き方法の説明と、各種書類をお渡しします。

②受診

補聴器購入前に耳鼻科医または補聴器相談医へ受診します。補聴器装用が必要と判断された場合、「受診結果報告書」または「補聴器適合に関する診療情報提供書」の作成を依頼します。

③補聴器の見積書の作成

認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で見積書の作成を依頼します。

④交付申請

市保険給付課窓口または郵送にて下記の書類を提出して交付申請をしてください。

- 「補助金交付申請書（様式は市窓口または市ホームページからダウンロード可能です）」
- 「受診結果報告書（様式は市窓口または市ホームページからダウンロード可能です）」
または「補聴器適合に関する診療情報提供書の写し」
- 「補聴器の見積書」

⑤交付決定通知

対象要件を確認後、市から「交付決定通知書」が届きます。助成対象となった方は認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で補聴器を購入します。

⑥実績報告

市保険給付課窓口または郵送にて、補聴器購入後20日以内に下記の書類を提出して実績報告をしてください。

- 「実績報告書（様式は市窓口または市ホームページからダウンロード可能です）」
- 「請求書（様式は市窓口または市ホームページからダウンロード可能です）」
- 「補聴器の領収書の写し」
- 「補助金の振込用預金通帳の写し」

⑦補助金の振り込み

実績報告書を確認後、市から指定口座に補助金を振り込みます。

⑧その後

購入から半年を目途に、市からアンケートを送付しますので、回答のご協力をお願いいたします。